

議事日程（最終日） 平成30年3月16日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 2 議案第 3号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 5号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 8号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 9号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 17 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について
- 日程第 25 閉会中の継続審査について（議会運営委員会・議会広報常任委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 2 議案第 3 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 議案第 4 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 5 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 6 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 7 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 8 号 平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 9 号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 日程第 9 議案第 10 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11 号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 12 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 13 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 14 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 15 号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 16 号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 17 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

追加日程第1 議案第27号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算
(第6号)について

追加日程第2 議案第28号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条
例の制定について

追加日程第3 議案第29号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正
する条例の制定について

追加日程第4 同意第1号 木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて

追加日程第5 選挙第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第25 閉会中の継続審査について(議会運営委員会・議会広報常任委員会)

出席議員(8名)

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 芙二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	教育長	山北 哲 君
政務統括監	森 清 秀 君	危機管理課長	小島 裕 紹 君
会計管理者	服部 孝 龍 君	総務政策課副参事	平松 孝 浩 君
産業課長	伊藤 啓 二 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克 己 君	福祉健康課長	松本 大 君
税務課長	藤井 光 利 君	教育課長	西川 幸 男 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 寺尾 匡史

=====

午前 9時 0分開議

○議長(伊藤好博君) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆さんにおかれましても、御出席ありがとうございます。

さて、平成30年第1回定例会は3月1日から16日間の日程で開かれまして、本日が定例会の最終日でございます。本日の議案審議に際しましては慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、14日の一般質問日における発言について、議会運営委員会の審査結果は、お手元の委員会審査報告書のとおり議長に委ねられましたので、再度、私から中川和子君にお尋ねをいたします。一般質問時の保育を手伝ったという発言を取り消しますか。中川議員にお伺いします。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番、中川君。

○8番（中川和子君） 取り消しません。

○議長（伊藤好博君） 取り消しませんね。

それでは、中川和子君に申し述べます。

14日、一般質問時の保育を手伝ったことに関する発言は不本当と認めます。よって、発言の取り消しを命じます。なお、後刻、録音を調査の上、処置することといたします。

続いて、中川和子委員長報告について、14日の教育民生常任委員会時の議案第19号の報告の中に、委員長の意見が含まれていましたので、木曾岬町議会会議規則第41条4項の「委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。」に該当しますが、この部分を取り消しますか。中川議員に伝えます。答弁をお願いします。

○8番（中川和子君） 規則については、私のほうではっきり確認をしておりませんでしたので、取り消していただいて結構です。

○議長（伊藤好博君） それでは、後刻、録音を調査の上、処置することといたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

- 日程第 1 議案第 2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 2 議案第 3号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第 4号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第 5号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 8号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 9号 木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する

- 基準等を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 13号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 15号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 16号 木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 17号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 19号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 21号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 22号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 23号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第24、議案第25号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてまでの24議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題といたしました議案につきましては、14日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 町の執行部の皆様並びに議員の皆様、おはようございます。

私は、3月1日から始まりました今期定例会についての反対討論をいたします。

イギリスでは、3月はライオンのようにやってきて子羊のように去っていくということわざがあります。これは3月の天候の移り変わりの激しさを例えたものらしいのですが、今、日本では、税金の使われ方、公文書のあり方をめぐり、怒りの嵐が怒涛のように渦巻き、内閣総辞職も起こり得ない状況となっています。

このような状況の中で、当町では3月定例会も本日で最終日となりました。来年度の予算編成を見ますと、国では、軍事費が5兆を越す過去最高になる一方で、社会保障費の自然増削減は6年で1.6兆円に上り、各分野で給付減、負担増が起こっています。県政では、財政難と言いながら大型の公共事業には予算確保を図る一方、30人以下学級の拡充は見送られる等、県民の切実な要望に沿う予算措置になっていません。

このような中で、当町の予算編成が地方自治の本分である住民の福祉の向上に寄与するものであるかなどを主な論点として、それぞれの議案の反対討論を行います。

私は、今期定例会に上程されました24議案のうち、議件名は省略させていただきますが、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第9号、議案第12号、議案第14号、議案第17号から21号、議案第24号、議案第25号の13議案に反対をし、残る11議案に賛成をします。

まず、議案第2号では、繰越明許費に中部幼稚園・保育園改修工事3,530万6,000円が上げられていますが、本来なら、ここに上げられるべきものではないと考えます。また、7月から始まる新たな個人番号制度の整備費の補助金ですが、整備にどんどん予算をつぎ込んでも、情報漏えいの負担、カードの普及率の低調さを鑑みると、推進すべき

ではないと考えます。

続きまして、議案第3号では、4月から財政運営を県に移管するための制度システムの開発費の補助金が計上されています。納付金の完納、町独自の国保料引き下げの計画的な削減、もしくは取りやめが求められ、保険料の引き上げ、徴収強化を競わせるようなものになっています。

議案第5号では、今年度から始まった総合事業の関係で、要支援1、2の方が介護給付費から外れたことに伴う減額補正が含まれています。

議案第9号では、上位法令の制定に伴うものですが、自立という言葉が強調され、介護サービスにおけるボランティアの活動の推進、訪問看護の利用回数の制限、福祉用具貸与の制限等を盛り込むサービス計画の策定であり、ますます介護保険が使いにくいようなものになっていくのではないかと危惧をされる条例の制定になっています。

議案第12号では、事務効率、サービスの拡充のための条例改正で、庁舎内のみであり第三者に情報が漏れることはないということですが、果たしてそう言い切れるのでしょうか。これ以上の個人番号制度のサービスの対象を広げるべきではないと考えます。

議案第14号では、県の広域化にかかわるものは、さきの議案3号でも申し上げたとおり、また、保険料の賦課限度額の引き上げは、被保険者への負担増となり得る場合があると考えます。

議案第17号では、介護保険開始以来7期連続の値上げであり、幅は小さいものの、この4月からまた年金がカットされる中で、国民健康保険料とともに天引きをされ、10月から始まる利用料の3割負担も盛り込まれています。

続きまして、議案第18号、個人番号制度関係においては、カードの普及も進まない中、皆さんが必要を感じていない、もしくは情報漏えいの不安のある中で、制度の拡充、旧姓の併記ですとか母子手帳の取得、子育てワンストップサービス、福祉医療費助成のサービスなどの拡大が進んでいますが、そのため、総務省の天下り法人である地方公共団体情報システム機構への負担金もふえています。昨年、個人番号の記載において、住民税特別通知書の誤送付の問題が当町を含め全国でも起こり、30年度は記載しない旨、総務省から通達がありました。このように、矛盾する問題を抱えたまま個人番号制度を進めるやり方は納得できません。

農業関係では、TPP11の新協定に日本が署名した問題、4月からの種子法の廃止に伴う当町への影響を伺いました。予算書に載っていないということで一蹴をされましたが、こういう観点からも見ていかないと立ち行かない時代ではないでしょうか。

保育・教育関係では、何の整備もできていないまま中部、南部を統合するということ、行政はどのように責任をとっていかれるのでしょうか。工事期間中の安全性、保育の質の確保はもちろんのこと、保育料をそのままいただいているのか、誠実に対応していただきたいと思います。また、南部の跡地利用計画は最善のものをとということですが、計画費に

お金をかけなくても、そのままの施設利用も可能なのではないのでしょうか。新年度から保育所の保育指針、幼稚園指導要領の改定が行われ、小学校の道徳の教科化、中学校の道徳教科書の採択と、国の方針に従う子どもの育成に観点が置かれています。

最後に、職員体制のことですが、3分の1を今非正規で賄っている状態です。執行部は正規と非正規の仕事には差があるという認識を持たれているようですが、私はそのようには思っておりません。同じような仕事をされている方でも、非正規のままの扱いでされている方がいると思います。職員のほうからも、もっと職員をふやしてほしいという声も伺っていただいているところですが、そういうことで、少しでも職員の待遇については改善をしていただきたい。また、福利厚生は一層の拡充を図っていただきたいと思っております。

職員の勤務態度もいろいろと言われております。研修もいろいろと受けていらっしゃるようですが、私も気がつくとその都度言わせていただいておりますが、町民の前で職員を呼ぶときにちゃんづけで呼ぶのは、ほかのところではあり得ないことだと考えます。庁内全体の問題として考えていただきたいと思っております。

議案第19号、議案第3号、議案第14号でも申し上げましたし、保険料の一元化に向けて進んでいくということは、限らない保険料の値上げ方向に進んでいくことにもなりかねません。

議案第20号、議案の総括質疑でも申し上げましたが、平成31年度から始まる特例見直しに関するシステム改修費が入っております。後期高齢者の制度も始まって10年ですが、パンク寸前だとも言われています。本来の老人保険制度に戻すべきであると考えます。

議案第21号、議案第5号、議案第9号、議案第17号でも述べてまいりましたが、保険料は制度発足以来上がり続けています。その間に利用料は1割から2割、秋にはさらに3割に上がろうとしています。総合事業の開始で要支援1、2の方は介護給付から外れ、今後はさらに要介護1、2も外されようとしています。介護の社会化、社会で介護を言われているものを、お金が足りないからと家族介護に戻し、介護度の軽い方をサービスから外すことで重度化になるのではないかと、サービスも専門職ではなく地域のボランティアに賄っていただく。介護法にある尊厳ある自立とはかけ離れている介護からの卒業等、制度自体も破綻を迎えようとしています。

議案第24号、公共下水道事業東部クリーンセンター電気設備工事費委託ですが、日本下水道事業団との随意契約を行うものです。競争の働かない入札制度等、構造的な問題があるものと考えます。

議案第25号では、日本の産業の空洞化は深刻になっています。そういう状況の中で、未知数である企業立地への給水、企業立地にかかわる木曾岬干拓への給水計画はいかなるものなのでしょうか。木曾岬干拓工業用地の御案内のパンフ、工業用地の概要、米印でその他の留意点として、地盤が軟弱である、液状化が起こりやすい、堤防の耐震が未実施、このようなものがパンフに上げられている限りでは、とても企業が来るような状態になってい

ると思えません。

長良川導水の関係もあり、ここ数年、赤字が続いているということですが、安易に値上げに結びつけないよう、干拓の給水計画より町の給水計画を見直し、長良川導水の水の契約使用量を減らすべきです。県がやるからといって、私たちも県民の一人であり、私たちの税金が使われます。本当に生きるための税金の使い方をすべきであると考えます。

以上の討論をもちまして、私の反対討論といたします。

2018年、平成30年3月16日、反対討論者、中川和子。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君にお伺いいたします。

ただいまの反対討論の発言の中に、14日、委員長報告と異なる討論がございましたが、削除する気はありますか。

○8番（中川和子君） 本会議では一議員として討論を述べさせていただく権利はあると思うので、削除はしません。

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○7番（伊藤律雄君） 議長、7番。

○議長（伊藤好博君） 7番、伊藤律雄君。

○7番（伊藤律雄君） 皆様、改めて、おはようございます。

私は、平成30年第1回定例会に提案され、本日採決を迎える24議案に対し、賛成討論を行います。

まず、議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）については、5億1,400万円を減額する補正予算です。

このたびの補正といたしましては、主に会計年度末を迎えるに当たり、各事務事業の進捗に伴い内容の精査が進められていることによる減額であり、経費削減の取り組みや進行管理に努められたことが見受けられるなど、厳しい財政の状況の中、財政基盤を維持していくための努力が図られていることから、賛成をいたします。

次に、議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、1,186万9,000円を減額する補正予算ですが、本年度の保険料、国、県の補助金及び各種交付金等の交付見込み額が確定したことや保険給付費の動向などを勘案し、既決予算額を精査したものであり、適切な予算措置であることから、賛成をいたします。

次に、議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、762万9,000円を追加する補正予算です。保険料や広域連合納付金などの確定により既決予算を精査したものであり、適切な処置と考えます。

次に、議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、2,224万5,000円を減額する補正予算ですが、介護保険料の徴収見込みや繰入金確定、保険給付における介護サービス、介護予防サービスのそれぞれ

れの費目において精査が行われ予算を増額するものであり、適切な予算措置であると考え、賛成をいたします。

次に、議案第6号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については300万円を減額し、議案第7号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についても500万円を減額する補正予算ですが、いずれも下水道施設の運転、維持管理費の精査によるものであり、賛成をいたします。

次に、議案第8号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について、収益的収支では、水道使用量の実績に基づき減額が行われ、資本的収支では、量水器の購入において契約額を安価に抑えることができたことから減額を予定するものであり、適切な予算措置として賛成をいたします。

次に、議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、介護保険法の改正により新たな条例を定めようとするものであり、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、条例内に新たに副町長の給与月額を定めようとするものであり、木曾岬町副町長の定数を定める条例の制定に伴い、今回必要な改正として賛成をいたします。

次に、議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定については、同基金への新たな寄附を受けるため定めようとするものであり、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第12号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、医療費の助成に関する事務を円滑に遂行するため個人番号を利用するため、条例で定めるものであり、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第13号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、上位法令の一部改正が平成30年4月から施行されるに伴い所要の改正を行うものであり、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の一部改正に伴い、保険料を徴収する被保険者を改める等の必要があるため、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正する省

令等の公布に伴い条例の改正を進めるものであり、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第17号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の規定により介護保険料率を改正する必要がある、必要な手続として賛成をいたします。

次に、議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算については、予算総額を28億4,000万円と定める当初予算で、前年度対比約15億の減額予算であります。複合型施設建設関連が完了したことから、前年度に比べ大幅に減少した予算となっておりますが、その他事務事業の見直しや、税収等の財源確保を図り、厳しい財政状況のもとで、補助金、基金繰入金、町債などを組み入れ、第5次総合計画に定める5つのまちづくりの方針に沿って各分野に適切に予算配分がなされている編成であることから、賛成するものであります。

次に、議案第19号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算については、予算総額を8億2,500万円と定める予算で、前年度対比では1億4,200万円の減額予算であります。都道府県広域化による予算科目の変更により、今後は県が財政運営の責任主体となり県支出金になることから、これまでの共同事業の必要がなくなり廃止となることから、予算総額が大きく減額となることから適切な予算措置と考え、賛成をいたします。

次に、議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を1億3,700万円と定めるもので、前年度対比1,900万円の増額予算とされておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金を初め必要な事務費や負担金が計上されたものであり、賛成をいたします。

次に、議案第21号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算については、予算総額を5億円と定める予算で、前年度と比較すると1,400万円の増額となっております。要介護者数の増加に伴う保険給付費の増加が主な要因と考えますが、介護サービス利用料や介護予防を反映された予算であり、賛成をいたします。

次に、議案第22号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算については、予算総額を300万円と定める予算で、保有する土地を適切に維持管理するための関連経費などであり、賛成をいたします。

次に、議案第23号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算については、予算総額を9,200万円と定める予算、議案第24号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算については、予算総額を3億1,900万円と定める予算となっております。いずれの会計も住民生活に欠かせない下水道施設の運転、維持管理に要する予算の計上で、農水ではポンプ等に係る維持管理費、公共では東部クリーンセンター電気設備工事委託を進めるなど、管理の適切化と経済性を考慮した予算配置であり、賛成をいたします。

最後に、議案第25号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算については、収益的収支の収入予定額を1億7,080万4,000円、支出予定額を1億7,835万9,000円とし、資本的収支の収入予定額を6,597万6,000円、収支予定額を8,827万8,000円と定めるものですが、水道は住民生活にとって必要不可欠な施設であり、毎日安定した供給はもとより、緊急時の対応、老朽管の布設替えや量水器の交換など、適切な維持管理に向けた予算配置であり、賛成をいたします。

以上、私は、平成30年第1回定例会に提案されました24議案全てに賛成するものがあります。どうか皆様方、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論を終わります。

平成30年3月16日、賛成討論者、伊藤律雄。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会で決定いただいたとおり採決しますので、御理解願います。

それでは、日程第1、議案第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

議案に対するそれぞれの委員会における委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2、議案第3号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第3号は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、日程第3、議案第4号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程4、議案第5号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第6号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程6、議案第7号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第8号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第9号、木曾岬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10、議案第11号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程11、議案第12号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第12、議案第13号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第14号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第15号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第16号、木曾岬町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第17号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第18号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第19号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第20号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第21号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第22号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第23号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員会における委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第24号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第25号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

去る3月14日に議会運営委員会が開催され、今期定例会の追加議案について審議されております。この報告をお手元に配付のとおり受け付けております。よって、執行部より追加議案として提出されております議案第27号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第29号までの3議案と、同意第1号、木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて並びに当議会へ選出を求められています選挙第1号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から選挙第1号を追加し、追加日程第1から追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第27号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）について

追加日程第2 議案第28号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第3 議案第29号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（伊藤好博君） 追加日程第1、議案第27号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）について、追加日程第2、議案第28号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について及び追加日程第3、議案第29号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題といたします。

加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） ただいまは今期定例会に提出をさせていただき、上程を賜りました執行部提案の全議案、原案どおり可決、決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、引き続いて上程を賜りました追加日程 1、議案第 27 号から追加日程 3、議案第 29 号までの 3 議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、追加日程 1、議案第 27 号、平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 1,600 万円を追加し、予算総額を 40 億 5,300 万円とするものでございます。

これにつきましては、このたび町の教育振興並びに地域福祉の増進に役立てていただきたいと多額の御寄附をいただきましたことから、歳入予算に計上いたしまして、それぞれ基金に積み立て運用を図るため、その必要な歳出予算措置を講じるものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

次に、追加日程 2 の議案第 28 号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、このたび木曾岬町の教育振興に役立てていただきたいと多額の御寄附をいただきました。この御意向に沿うように、木曾岬町夢とふれあい教育基金に積み立て、管理運用するための所要の改正を行うものでございます。

次に、追加日程 3、議案第 29 号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても、このたび地域福祉の推進と健康長寿の町の実現に役立てていただきたいと多額の御寄附をいただきました。この御意向に沿うように、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金に積み立て管理運用するための改正を行うものでございます。

以上、提案理由説明を申し上げましたが、なお、詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○政務統括監（森 清秀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 森政務統括監。

○政務統括監（森 清秀君） では、お手元の議案書の補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案の第 27 号、平成 29 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を申し上げます。

第 1 条は、既決予算に歳入歳出それぞれ 1,600 万円を追加いたしまして、予算の総

額を40億5,300万円とするというものでございます。

第2項では、このたびの補正の区分及び区分ごとの金額を、第1表の歳入歳出予算補正に定めることを規定したものでございます。

おめくりをいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

このたびの補正予算の区分ごとの金額は、2ページの歳入では、16款の寄附金において、また、3ページの歳出におきましては、3款の民生費及び9款の教育費におきまして、所要の補正をお願いするものでございます。その総額は、既決予算に1,600万円を追加し、補正後の予算額40億5,300万円とするというものでございます。

おめくりをいただきまして、5ページ、6ページの歳入の事項別明細書をお願いいたします。

16款1項の寄附金、2目の民生費寄附金に1,000万円、4目の教育費寄附金に600万円、指定寄附をいただきましたので、寄附採納をするものでございます。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 9ページ、10ページをお願いします。

歳出について説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、1,000万円を増額し、1億8,604万3,000円とするものでございます。25節積立金の木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金積立金としまして、1件寄附がありましたので積み立てするものでございます。

以上です。

○教育課長（西川幸男君） 続きまして、9款教育費、1項2目事務局費におきまして、今回は600万円の追加をしております。合計で8,929万円としております。こちらにつきましても積立金として、夢とふれあい教育基金積立金600万円2件を受け入れるものでございます。

以上をもちまして、議案第27号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○政務統括監（森 清秀君） では、続きまして、議案の第28号でございます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございます。

教育振興並びに創造性豊かなふれあい文化の町の形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けるため、条例改正をしようとするものでございます。この基

金条例の一部を改正するについては、地方自治法 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

おめくりをいただきまして、条例の改正案でございます。

さらにおめくりをいただきますと、新旧対照表がございます。

このたびの改正は別表の改正ということになりまして、末尾の 3 行でございますけれども、平成 30 年に古村善毅氏から 100 万円、同じく、木村佳吉氏から 500 万円の御寄附をいただきましたので、ごらんの改正をしようとするものでございます。このことによりまして、寄附の累計額は 5,880 万円となります。

2 枚目の条例案にお戻りをいただきまして、附則でございます。

この条例、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案の第 29 号でございます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございます。

地域福祉の推進並びに思いやりあふれる健康長寿の町の形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けるため、条例改正をしようとするものでございます。

この基金条例の一部を改正するについては、地方自治法第 96 条第 1 項 1 号の規定により、議会の議決を得る必要があるというものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

おめくりをいただきまして、次の条例案をごらんいただきたいと思います。

さらにおめくりをいただきまして、新旧対照表がございますので、新旧対照表をごらんください。

第 2 条第 2 項の基金の額でございます。これまでの 4,190 万円から 5,190 万円に改正し、右側の改正案、別表の末尾に木村佳吉氏、平成 30 年に 1,000 万円の寄附をいただきましたので、ごらんの条例改正をしようとするものでございます。

2 枚目の条例案にお戻りをいただきまして、末尾の附則でございますが、こちらにつきましても公布の日から施行しようとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより 1 件ごとの質疑に入ります。

議案第 27 号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、次に、議案第28号について、質疑があります方は御発言ください。

質疑がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、次に、議案第29号について、質疑があります方は御発言ください。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論者がいないようですので、討論を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

それでは、追加日程第1、議案第27号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、追加日程第1、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、追加日程第2、議案第28号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、追加日程第2、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、追加日程第3、議案第29号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、追加日程第3、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同意案件に入りますが、森政務統括監、当事者に当たると思いますが、退席されても結構でございます。

〔森政務統括監退場〕

追加日程第4 同意第1号 木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（伊藤好博君） 次に、追加日程第4、同意第1号、木曾岬町副町長の選任につき同意を求めことについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程をいただきました追加日程4、同意第1号、木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

平成29年第4回町議会定例会において、木曾岬町副町長の定数を定める条例の御承認をいただきました。その後、人選を進めてきたところでございますが、つきましてはこのたび平成30年の4月1日付で木曾岬町副町長に森清秀氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の定めによりまして、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、昭和54年4月に当時の木曾岬村役場に奉職をいたしまして、以来、行政経験が豊かで見識も高く高潔な人柄であり、今後、多様化する木曾岬町の行政推進の一翼を担っていただく木曾岬町副町長として適任であると存じますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課副参事（平松孝浩君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 平松総務政策課副参事。

○総務政策課副参事（平松孝浩君） 同意第1号でございます。

木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第162条の規定により、下記の者を木曾岬町副町長に選任したいので、議

会の同意を求める。

住所、木曾岬町大字加路戸24番地、氏名、森清秀、生年月日、昭和31年9月20日でございます。

提案理由でございます。

副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

森氏の経歴を申し上げます。

氏は、昭和54年4月に木曾岬村役場に就職をされ、平成11年4月に、当時の開発課長に就任し、その後、産業環境課長、議会事務局長、税務課長、総務企画課長などを歴任されました。また、平成26年4月からは政務統括監兼総務政策課長に就任し、現在に至っております。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、同意第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結したいと思います。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） これより議案採決に入ります。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君、何ですか。

○8番（中川和子君） 採決には参加をしませんので、退席します。

〔中川和子議員退場〕

○議長（伊藤好博君） これより議案採決に入ります。

追加日程第4、同意第1号、木曾岬町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） 起立全員です。したがって、同意第1号には、原案のとおり同意

することに決定しました。

入場していただいて結構です。

〔森政務統括監、中川和子議員入場〕

○議長（伊藤好博君） 政務統括監、森清秀君にお伝えします。

ただいま副町長の選任同意が全会一致で可決されました。

ここで御挨拶がありましたら、お願いいたします。

○政務統括監（森 清秀君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 森政務統括監。

○政務統括監（森 清秀君） このたびは副町長の人事案件に御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。職責の重さを痛感いたしまして、大変身の引き締まる思いをしております。もとより微力でございますけれども、地方自治法の定めております副町長の職務を全うし、加藤町政の実現と木曾岬町の課題解決に向けまして尽力をしておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

追加日程第5 選挙第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、追加日程第5、選挙第1号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを上程し、これを議題といたします。

議会事務局長に議案内容を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） それでは、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、投票による三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤好博君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

議会規則第32条第2項の規定により、議長において指名することになっておりますので、立会人に、1番議席、鎌田鷹介君、2番議席、伊藤厚紀君の御両名を指名いたします。よろしくお祈りをいたします。

それでは、事務局から投票用紙を配付させていただきます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1人の氏名を記入願います。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（伊藤好博君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○議長（伊藤好博君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔各員投票〕

○議長（伊藤好博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、鎌田鷹介議員、2番議席、伊藤厚紀議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（伊藤好博君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 7票

無効投票 1票

有効投票のうち、

伊藤好博君 7票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、私が当選人となりましたので、議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（伊藤好博君） ただいまの選挙によりまして、私が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。広域連合の事業の推進に協力してまいりたいと存じます。皆さんの一層の御支援をお願いいたします。どうも座って失礼しました。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、当選人の氏名等を発表いたします。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字見入3 1 2番地、氏名、伊藤好博、生年月日、昭和2

4年6月17日生まれです。

以上でございます。

日程第25 閉会中の継続審査について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第25、閉会中の継続審査についてを上程し、これを議題といたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議会事務局長に申出書を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ここでお諮りいたします。

議会運営委員長及び議会広報常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じさせていただきます。

これにて平成30年第1回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前10時32分閉会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆さんには、本定例会が3月1日から本日までの16日間の日程に開催されまして、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、ありがとうございました。皆さんの御協力によりまして円滑な議事の進行と議会運営により本定例会を無事終えることができ、住民の負託にもお応えすることができましたこと、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長初めとする執行部の皆さんにおかれましては、このたび可決決定した議案を、住民の福祉の増進と、町政の進展につなげるため、進行管理に基づき適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期の議会審議に出席いただきありがとうございました。大変御苦労さんでございました。